

大和市告示第24号

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱を次のように定める。

令和3年2月24日

大和市長 大 木 哲

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人が自他の人権を尊重し、共に生き、支え合う社会を実現するため、法律上の婚姻が困難な2人の市民が互いの人生のパートナーであることを市長に対して誓い宣言するパートナーシップ宣誓制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人（次条に規定する宣誓の要件（以下「宣誓要件」という。）に該当する者に限る。）の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、その関係を誓い宣言することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができるのは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 宣誓をする時点において本市に住民登録がある者又は3月以内に市内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）であること。
- (3) 配偶者のいない者であって、かつ、宣誓をする時点において当該相手方以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 当該相手方が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。
- (5) 当該相手方と養子縁組をしている場合にあつては、宣誓をする時点において離縁していること。

(宣誓及び宣誓書等の提出)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書（以下「確認書」という。）に自ら記入することで宣誓をするものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、宣誓をする2人の立会いの下で他者に代筆させることができる。

2 前項の規定により記入した宣誓書等は、次に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。
この場合においては、運転免許証、旅券、個人番号カードその他本人であることが確認できる書類を提示するものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）
（転入予定者の場合にあつては、転出証明書の写しその他本市に転入予定であることが確認できる書類）

(2) 戸籍抄本その他配偶者のないことが確認できる書類（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をする日時は、原則として大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後4時までの間とし、事前に市長と調整するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者は、宣誓をする希望日の2週間前までに、市長に当該希望日を伝えるものとする。

4 宣誓をする場所は、原則として市の庁舎又は公の施設のうち市長が指定する場所とする。

5 第2項の規定により宣誓書を提出した者（以下「宣誓者」という。）が転入予定者であった場合において、その者が市内へ転入したときは、宣誓書等の提出をした日から3月以内に住民票の写し等その転入を証する書類を市長に提出するものとする。ただし、当該期間内に提出することが困難となった場合は、その旨を市長に申し出るものとする。

6 市長は、前項ただし書の規定による申出を正当と認めるときは、同項に規定する提出期限を延長することができる。

7 第5項本文に規定する場合において、その転入の予定がなくなったときは、当該宣誓者は、パートナーシップ宣誓取下書により市長に届け出なければならない。

（通称の併用）

第5条 宣誓をしようとする者は、外国籍、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等の氏名の記載に際し通称を併記することができるものとする。

2 前項の規定により通称を用いる場合は、宣誓をする際に、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（宣誓書受領証の交付）

第6条 市長は、宣誓者が宣誓要件（第3条第2号に掲げる要件については、本市に住民登録がある者に限る。第9条において同じ。）を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（以下「受領証等」と総称する。）に当該宣誓

書の写しを添付し、宣誓者に交付する。

- 2 宣誓者が転入予定者であった場合は、第4条第5項に規定する書類の提出後に受領証等を交付する。
- 3 宣誓者が前条第1項の規定により宣誓書等に通称を用いた場合は、受領証等に当該通称を併記するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条第1項の規定により受領証の交付を受けた者(以下「受領証交付済者」という。)は、受領証等を紛失し、又は毀損し、若しくは汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。この場合においては、既に交付された受領証等を提出するものとする(紛失の場合を除く。)

- 2 第4条第2項後段の規定は、前項の規定による申請をする場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請の内容を適当と認めるときは、受領証等を再交付する。

(宣誓事項の変更)

第8条 受領証交付済者は、宣誓書の記載事項に変更(通称の併用の変更を含む。)があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届に既に交付された受領証等を添えて、市長に届け出るものとする。この場合においては、変更の事実を確認できる書類等を提出し、又は提示するものとする。

- 2 第4条第2項後段の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出者に変更後の受領証等を交付する。

(宣誓制度の適用終了及び受領証等の返還)

第9条 受領証交付済者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による宣誓制度の適用は終了するものとする。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓に係るパートナーの一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓要件のいずれかに該当しなくなったとき。

2 受領証交付済者は、前項各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届により市長に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。この場合において、紛失等により当該受領証等を返還できないときは、その旨を市長に申し出るものとする。

3 市長は、前項後段の規定による申出があったときその他返還されるべき受領証等が返還されないときは、当該受領証等の交付番号を公表することができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第3項の規定による宣誓をする日時の事前調整その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	パートナーシップ宣誓書	第4条
第2号様式	パートナーシップの宣誓に関する確認書	第4条
第3号様式	パートナーシップ宣誓取下書	第4条
第4号様式	パートナーシップ宣誓書受領証	第6条
第5号様式	パートナーシップ宣誓書受領証カード	第6条
第6号様式	パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書	第7条
第7号様式	パートナーシップ宣誓事項変更届	第8条
第8号様式	パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等 返還届	第9条